

保育料の算定方法が変わります

●詳しくは、市役所地域福祉課児童福祉係(☎・内線1103)まで

①保育所(園)などの保育料算定方法を変更

平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度では、2・3号認定(※) 該当者の保育料の算定方法が変わります。 ※2・3号認定…保育が必要な事由に該当し、保育所や認定こども園などで保育を希望する場合の認定

27年3月分までの保育料は、保護者(扶養義務者)の所得税【非課税の場合は、市(区・町・村)民税】の額で算定しますが、4月分からは、保護者(扶養義務者)の市(区・町・村)民税所得割の額から算定します。

また、22年度の税制改正により、年少(0～15歳まで)扶養控除と特定(16～18歳まで)扶養控除の上乗せ部分が廃止となりましたが、保育料算定では、これらの控除があるものとして税額を再計算していました。

新たな算定方法では、これらの控除の再計算は

行いませんが、保護者負担が大きく変わらないよう配慮した下表のとりの保育料表としています。

②保育料の切り替え時期が変わります

市(区・町・村)民税は6月に確定するため、新制度では、同月に保育料を再算定します。その結果、保育料に変更が生じた場合は、9月分から変更後の保育料をお支払いいただきます。

③保育料の額について

公立・私立・市内・市外保育所(園)を問わず、市民の皆さんの保育料は同額です。

保育標準時間認定(主にフルタイム就労を想定。最長11時間の保育利用が可能)の階層ごとの保育料は、今までの保育料表と同額です。

保育短時間認定(主にパートタイム就労を想定。最長8時間の保育利用が可能)の保育料は、国の基準と同じく、保育標準時間認定の保育料から約1.7%減額しています。

表 平成27年度2・3号認定保育料

階層	世帯の課税状況など		月額 ※カッコ内は保育短時間認定の保育料						
			八幡平市			国(参考)			
			3歳未満	3歳児	4歳以上	3歳未満	3歳以上		
A	生活保護法の被保護世帯など		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
B0	市(区・町・村)民税 非課税世帯	母子・障がい世帯など	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
B1		その他の世帯	2,900 (2,900)	1,900 (1,900)	1,900 (1,900)	9,000 (9,000)	6,000 (6,000)		
C1	市(区・町・村)民税 課税世帯	均等割のみ	8,800 (8,700)	5,900 (5,800)	5,900 (5,800)	19,500 (19,300)	16,500 (16,300)		
C2		所得割	32,000円未満	12,400 (12,200)	9,500 (9,300)			9,500 (9,300)	
C3			32,000円以上 48,600円未満	14,200 (14,000)	11,500 (11,300)			11,500 (11,300)	
D1		48,600円以上 56,800円未満	15,000 (14,800)	12,000 (11,800)	12,000 (11,800)				
D2		56,800円以上 72,600円未満	17,000 (16,700)	14,000 (13,800)	14,000 (13,800)			30,000 (29,600)	27,000 (26,600)
D3		72,600円以上 97,000円未満	21,000 (20,700)	18,000 (17,700)	17,000 (16,700)			44,500 (43,900)	41,500 (40,900)
D4		97,000円以上 128,100円未満	23,000 (22,600)	20,000 (19,700)	18,000 (17,700)				
D5		128,100円以上 169,000円未満	25,000 (24,600)	21,000 (20,600)	20,000 (19,700)				
D6		169,000円以上 195,600円未満	30,000 (29,500)	23,000 (22,600)					
D7		195,600円以上 301,000円未満	35,000 (34,400)	25,000 (24,600)				80,000 (78,800)	77,000 (75,800)
D8	301,000円以上 335,800円未満	38,000 (37,400)	30,000 (29,500)	22,000 (21,600)					
D9	335,800円以上 397,000円未満	40,000 (39,300)			104,000 (102,400)	101,000 (99,400)			
D10	397,000円以上								

ざつがみ 雑紙などの回収を4月から開始

●詳しくは、市役所市民課環境衛生係(☎・内線1068、1069)まで

■雑紙を資源ごみとして回収

市は、4月から雑紙を資源ごみとして回収します。雑紙とは、次のようなごみのことです。

▶雑紙=紙製の菓子箱、ノート、はがき、名刺、コピー用紙、カレンダー、封筒、包装紙、紙袋、トイレットペーパーの芯など

雑紙のうち、個人情報に関わるもの(はがき、手紙、名刺、会議資料や書類など)は、個人の判断で燃えるごみに出しても構いません。

回収した雑紙は、再生紙や段ボールとして再び利用されます。ごみ減量化のためにも、ご協力ください。

■雑紙の出し方

雑紙を出すときは、他の紙類資源ごみ(新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック)と同様に、紙ひもで十字に縛ってください。回収に出す際は、次のことに気を付けてください。



紙ひもで十字に縛り、指定目に出してください

▶ホチキスの針・クリップなどの金属類、窓付き封筒・ティッシュペーパー取り出し口のフィルムなどは、取り除いてください。
▶贈答品の箱など大きなものは、小さく折り畳んでください(A4用紙程度または4つ折りなど)。

▶名刺、はがきなど小さなものは、散らばらないように、封筒・紙袋などに入れて、他の雑紙と一緒に紙ひもで縛ってください。

▶封筒などが無い場合で、小さい紙類を出したいときは、他の雑紙と一緒にして、市リサイクル専用指定袋(小)に入れ、氏名・行政区を記入し、指定袋の口を十字に縛って出してください。



市リサイクル専用指定袋(小)でも出せます

■雑紙に混ぜてはいけないもの

次のようなごみは、雑紙に混ぜず、燃えるごみとして出してください。

▶汚れの付いているもの=掃除などに使用した紙類や汚れのついたティッシュペーパー・キッチンペーパーなど

▶リサイクルが難しいもの=防水加工されている紙類(紙コップ、紙皿、油紙、クッキングペーパーなど)

▶においが付いているもの=粉洗剤・せっけんが入っていた箱など、においが染み付いたもの、におい付きの便箋やシールなど

▶その他=写真、アルバム、圧着はがき、ファイル類、カーボン紙、ノンカーボン紙、感熱紙(ファクス用紙、レシート用紙など)、切符など

清掃センターで受け付け可能なごみの種類が増えます

清掃センターでは、4月から次の資源ごみの受け付けを新たに開始します(受け付けは、祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時半から午後4時半まで)。

◆小型家電の回収=廃家電4品目(※)を除く家電製品、家庭用パソコン類、携帯端末
※ 廃家電4品目とは、▶冷蔵庫(ストッカーを含む)▶洗濯機、衣類乾燥機▶テレビ▶エアコン(クーラー)のこと。

◆シュレッダー処理後の紙の回収

◆古着類の回収

古着類については、清掃センターだけでなく、市役所本庁舎、西根・安代両総合支所

内にも回収場所を設置しますので、持参ください。

◎市役所、西根・安代両総合支所の古着回収

■回収日時 祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時半から午後5時15分まで

■回収品目 ①衣類全般・帽子・ベルト②バッグ・かばん③靴類。①、②、③の各品目ごとに、市指定のごみ袋など中身の見えるビニール袋に入れ、持ち手を縛ってから、回収場所にお持ちください。

また、各品目の中でも回収できないものがありますので、判断が難しい場合は、市役所市民課環境衛生係にご相談ください。